

不当労働行為（労働組合をめぐる使用者の不当な行為）の申立チェックシート

労働組合法第7条は、労働組合に関する使用者の一定の行為を「不当労働行為」として禁止し、これに該当するときは、労働委員会に救済を求めることができますとしています。^(※1)

使用者が労働組合又はあなた個人に対して行った行為について、以下の□にチェックしてみましょう。^(※2)

☐ 労働組合の組合員であることを理由に ☐ 労働組合に加入したり、結成しようとしたことを理由に ☐ 労働組合の正当な行為をしたことを理由に	☐ 解雇された。 ☐ 不利益に取り扱われた。	第7条第1号で禁止された「不利益取扱い」  →第1号該当
☐ 労働組合に加入しないことを ☐ 労働組合から脱退することを	☐ 雇用の条件にされた。	第7条第1号で禁止された「雇用条件」 →第1号該当
☐ 団体交渉を申し入れたことに対して	☐ 正当な理由なく拒否された。 ☐ 交渉には応じたが、誠実に対応していない。	第7条2号で禁止された団体交渉の拒否  →第2号該当
☐ 労働組合を結成する（した）ことに対して ☐ 労働組合を運営することに対して	☐ 組合員に脱退を働きかけた。 ☐ 組合の活動を非難する発言をした。 ☐ 会社の施設利用上の制限を受けた。 ☐ 別組合員や組合員でない人と異なる不利な扱いを受けた。 ☐ 組合に対して、その他の介入的行為があった。	第7条3号で禁止された「支配・介入」  →第3号該当
☐ 労働組合の運営に要する費用の援助を受けた		第7条第3号で禁止された「経理上の援助」  →第3号該当
☐ 労働委員会に不当労働行為救済申立てをしたことを理由に ☐ 不当労働行為の命令について再審査申立てをしたことを理由に ☐ 労働委員会の不当労働行為救済の申立て又は再審査申立手に係る調査・審問若しくは争議の調整の際に、証拠を提出したり発言したことを理由に	☐ 解雇された。 ☐ 不利益に取り扱われた。	第7条4号で禁止された報復的な「解雇」その他の「不利益取扱い」  →第1号該当

※1 救済申立ての対象となるのは、原則として使用者の過去1年以内の行為です。

※2 第1号から第4号の複数の類型に当たる場合や、いずれに当たるか不明な場合等は、気軽に相談担当の窓口にお問い合わせ下さい。